

総合評価方式で実施する工事は低入札価格調査制度の対象となります！

平成 30 年度から総合評価方式で実施する工事は低入札価格調査制度を導入しました。調査の対象となった場合は、確認資料を提出いただきます。また、聞取りを行う場合がありますので、御注意願います。

1 主な注意点

(1) 調査対象者について

失格基準価格以上調査基準価格未満の入札は調査の対象となる場合があります。

低入札価格調査の対象となった事業者には、連絡をいたしますので、確認資料の提出や聞取り調査などに応じていただく必要があります。

(2) 入札価格の積算根拠となる資料の提出及び入札の失格について

(1) の調査対象者は、**指定した期限までに入札価格の積算根拠となる確認資料を提出**していただき、低入札価格調査に応じていただきます。

この調査の結果、**次に該当した場合は失格**となります。

- ・当該積算内訳の算出根拠が適正でないと明らかな場合
- ・当該契約に係る見積数量が適正でないと明らかな場合
- ・当該契約に係る材料等について品質又は規格が適正でないと明らかな場合
- ・調査対象者が調査に協力しない場合又は確認資料を期日までに提出しない場合
- ・上記に掲げるもののほか、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合

指定した期限までに確認資料の提出がされなかった場合は失格となりますので、御注意ください。

なお、確認資料の提出期限は、連絡後 3 日程度とします。